

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成29年7月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
観音寺市豊田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (農道改修事業)	仁池地区	平成29年1月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	有広地区	平成29年2月15日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	久染地区	平成29年3月17日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	仁池・三谷池地区	平成29年2月28日
観音寺市柞田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	永田地区	平成29年3月27日